

令和8年3月吉日

お客様各位

枚方信用金庫

「当座勘定規定」の改正のお知らせ

平素は、枚方信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、当金庫では、当座勘定における払戻請求書による払戻しの取扱開始に伴い、以下のとおり「当座勘定規定（一般用）」を改正します。

なお、改正日以前に当座勘定をご契約いただいたお客様におかれましても、改正後の規定が適用されますので、予めご了承くださいますようお願いいたします。

記

1. 改正日

令和8年4月1日（水）

2. 改正対象

当座勘定規定（一般用）

3. 主な改正内容

当座勘定から払戻請求書による払戻方法を追加します。

以上

「当座勘定規定（一般用）」新旧対照表

改正後	改正前
<p>第8条（当座勘定の支払い等）</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3)当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。</p> <p>A 届出または登録の印章により、当金庫所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法</p> <p>B 小切手を使用する方法</p> <p>(4)前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</p>	<p>第8条（手形・小切手の支払い）</p> <p>(1)～(2)省略</p> <p>(3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</p>
<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>第13条（手数料等の引落し）</p> <p>(1)当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>第14条（支払保証）</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>	<p>第14条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p>
<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>	<p>第17条（印鑑照合等）</p> <p>(1)手形、小切手、または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p>

※赤字部分が改正箇所になります。